

第 1 回 地域福祉専門分科会 主なご意見と対応について

第 1 章 計画の考え方

ご意見	対応
<p>2 計画の位置づけ</p> <p>○P.7の(4)分野別計画・関連計画等との関係で、「生活に関わるさまざまな分野の施策と連携が必要」とありますが、現在の地域福祉専門分科会の委員のみでは議論できないので、もう少し幅広い人材で構成すべきではないでしょうか。(白國委員)</p> <p>○今回の日程を見ると難しいことは承知していますが、今後は、例えばヒアリングに行く等、動く委員会になるように努めてはいかがでしょうか。(上野谷委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当分科会の委員構成等につきましては、今後の検討課題とさせていただき、本計画の策定については、現行委員でお願いしたいと考えています。 ・また、今後はヒアリング等の手法を取り入れながら幅広くご意見を伺うよう努めてまいります。 ・なお、計画の推進や改善の検討については、引き続き庁内のさまざまな施策分野を担当する局や区と連携してまいります。

第 2 章 地域福祉を取り巻く現状

ご意見	対応
<p>1 統計データ等から見る大阪市の現状</p> <p>○「統計データ等から見る本市の現状」があるのなら、現状をどう見るのかという評価の記載が必要です。それがなければ、第3章、第4章につながりません。</p> <p>例えば、共同募金についても記載されていますが、大阪市の実績はどのようになっていますか。(上野谷委員)</p> <p>○外国人数について、観光や留学など様々な場合も考えられますが、近年、自分が住んでいる生野区ではベトナムの人が多いうように思われます。地域で生活する外国人住民数の推移を調査し、より丁寧に記載すべきです。(手嶋委員)</p> <p>○日本語学校等が増え、留学生は生活の場を持っており、外国人の施策を盛り込む必要があります。多文化共生という意味合いも含めて地域共生について検討して欲しい。(山田委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・統計の分類ごとの評価を記載します。 (1)大阪市における人口・世帯数等の推移 (P. 28) (2)市民の意識と活動の状況 (P. 35) (3)地域における団体等の活動の状況 (P. 40) (4)地域における社会問題の状況 (5)相談支援機関に対するアンケート調査の結果から見えてくる状況 (P. 48) <p><P. 40、41></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共同募金の大阪市実績を追記します。 <p><P. 25></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「区別外国人住民構成比」の表と、「外国人住民国籍別人員の推移」のグラフを掲載のうえ、それに合わせた記載に文言修正を行います。 <p><P. 83、85、92></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3章「基本目標1-3」に、外国籍住民に対する災害時の的確な情報伝達の取り組み、また、「基本目標2-2」に、城東区役所におけるタブレット端末を用いた多言語通訳サービスを追記します。 ・なお、外国籍住民に関する施策については、「大阪市外国籍住民施策基本指針」に基づき実施しています。

ご意見	対応
<p>○地域における団体等の活動状況が、細かく記載されていますが、その2つ目の項目の「地域活動協議会の状況」は簡単な紹介しか記載がありません。</p> <p>第3章、第4章に、見守りや支え合いが出てきますが、今後、これらすべて小地域で地域活動協議会に、いろいろな団体が入って活動することが理想ですので、もう少し記載があってもよいのではないのでしょうか。 (徳谷委員)</p>	<p><P. 38></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域活動協議会では、福祉や防災をはじめ、防犯、子ども・青少年、文化・スポーツなど様々な分野の地域活動に取り組まれています。 <p>これら多種・多様な取り組みを全市的に集計したものが無いことから、第2章では、地域福祉活動の代表例となる取り組みの実施地域数を、各区役所に照会し、集計したものを掲載しています。</p> <p><P. 78></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3章「基本目標1-1」の主な取り組みに地域活動協議会への支援を記載しており、内容に状況等を追記します。
<p>2 地域福祉にかかる法・制度の動向</p> <p>○制度と言わなくとも、施策の動向も入れなければならぬと考えます。</p> <p>特に社会福祉法人制度改革は終わったのではなく、今後どのようなようになるのか、非常に大きな問題ですので加筆していただきたいと思います。 (上野谷委員)</p> <p>○「地域共生社会」の実現に向けて、「我が事・丸ごと」ということですが、これは「福祉の中で丸ごとやりなさい」という意味ではなく、農業政策からすべてに対して言っています。</p> <p>文部科学省の動向は、地域コーディネーターも作るようです、少し幅を広げて、この辺りに書いていただくとより良くなります。 (上野谷委員)</p>	<p><P. 79> (第3章)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3章「基本目標1-2」の【現状と課題】の(1)多様な主体の参画と協働の3段落目で言及していることから、取り組みの方向性に、「社会福祉法人の地域社会への貢献活動を推進します」の文言を追記します。 <p><P. 78、81></p> <ul style="list-style-type: none"> ・主な取り組みの「区社協・市社協による地域福祉活動への支援」の内容に「区社協・市社協が行う施設同士の連携の場づくり等の取り組みを支援し、社会福祉法人の地域での公益的な取り組みを推進します。」の文言を追記のうえP. 81に再掲します。 <p><P. 82></p> <ul style="list-style-type: none"> ・国の動向をコラムとして掲載します。 <p><P. 55></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「ニッポン一億総活躍プラン」にもとづく取り組みとして、現在、地域と学校が連携・協働しながら、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える活動である「地域学校協働活動」に文部科学省と厚生労働省が連携して取り組んでいます。 ・「地域共生社会」の実現に向けて、福祉教育にも密接に関連することから、国の動向を追記します。

ご意見	対応
<p>3 地域福祉推進指針にもとづく各区の取り組み状況</p> <p>○鶴見区の有償ボランティア派遣制度について記載されていますが、「有償ボランティア」という言葉を、全国社会福祉協議会や学会等、学術的にも使用しません。</p> <p>「助け合い」と「支え合い」と「有償型ヘルプ」、「ボランティア精神をもった活動」はそれぞれ違います。 (上野谷委員)</p>	<p><P. 62></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「有償ボランティア」の文言を削除します。

第3章 計画の基本理念と基本目標

ご意見	対応
<p>1 住民主体の地域課題の解決力強化</p> <p>○P.7の図には、「こども・子育て支援計画」や「こどもの貧困対策推進計画」が入っていますが、これに対応する部分が第3章、第4章に見当たりません。</p> <p>こどもの貧困対策は深刻な状況で、こども食堂が爆発的に増えています。</p> <p>大阪市には、地域子育て支援拠点が120箇所以上、各区に子ども・子育てプラザも含め、4か所か5か所の拠点があり、相談援助をしっかりと行っています。</p> <p>学校と民間団体、民生・主任児童委員も含めて、力を合わせて取り組んでいる地域もあり、そのようなことまでは難しいと思いますが、そのような像すらこの地域福祉計画に記載されていないのはなぜでしょうか。 (徳谷委員)</p> <p>○教育教育の事例として、学校で車いす体験やアイマスクをする体験をしているようですが、実際に施設に見学に行くというようなことも踏まえた、教育と福祉の連携について抜けています。 (中山委員)</p> <p>○福祉教育において、アイマスク等の体験学習について書かれていますが、これらも今や禁句と言われるほど古いものです。社会福祉協議会と相談されて、この部分の表現は変更された方がよいと思います。 (上野谷委員)</p>	<p><P.12> (第1章)</p> <ul style="list-style-type: none"> こどもの貧困対策推進計画(抜粋)を追加します。 <p><P.17> (第1章)</p> <ul style="list-style-type: none"> 各圏域における主な組織や活動の状況等の【小地域】に「こどもの居場所(こども食堂など)」の文言を追記し、【区域】に、「障がい者相談支援センター、地域子育て支援拠点(地域子育て支援センター、つどいの広場)、子ども・子育てプラザなど、分野別の相談支援機関が設置されている」を追記します。 <p><P.62> (第2章)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「こどもと地域を結ぶ居場所」づくり・学習支援事業(東淀川区)を追記します。 <p><P.77> (第3章)</p> <ul style="list-style-type: none"> 主な取り組みに「ファミリー・サポート・センター事業」を追記します。 <p><P.90~91> (第3章)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「基本目標2-2」の現状と課題に「(3)こどもの貧困対策との連携」という項目を追加し、取り組みの方向性も追記します。 <p><P.76></p> <ul style="list-style-type: none"> 「基本目標1-1」の主な取り組みの「教育と福祉の連携強化による福祉教育の充実」の内容を「区社協の地域支援担当職員が、小中学校等と連携しながら、車いすや高齢者の疑似体験、点字や手話の学習、障がい当事者の講話、福祉施設訪問等の福祉教育プログラムを企画・実施します」に修正します。 <p><P.109></p> <ul style="list-style-type: none"> 第4章「2-1」の取り組み目標「②地域福祉活動の担い手づくりの充実」の内容についても、「区社協において実施している、各地域の小中学校、高校、大学等で、車いすや高齢者の疑似体験、点字や手話の学習、障がい当事者の講話、福祉施設訪問等の福祉教育プログラムの実施などを通じた福祉教育を支援します」に修正します。

ご意見	対応
<p>○母親は支援される側ばかりではないということ念頭に置くとよいと思います。</p> <p>第3章、第4章で「母親」という言葉はまったく出てきません。担い手不足に関しては、大抵は団塊の世代の退職を迎えた方が対象になるか、担い手育成のために子どもの頃から福祉教育を充実する旨が書かれています。むしろ、子どもに福祉教育をするのであれば、一番身近にいる母親が福祉のことや地域のことを愛していると示すことが大事です。</p> <p>地域に出て、地域で子どもを育てたいと思っている母親という人材を活用する機会を、どのような形でも結構ですので、設けていただきたいと思います。(三宅委員)</p>	<p><P. 75></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本目標1－1」の現状と課題(2)地域福祉活動への参加の促進において、支援する側としての視点の追記と、子育て世代が地域福祉活動に参加することの意義等を踏まえた文言に修正します。
<p>○今回の計画には「当事者参画」という文言は1つも出てきません。</p> <p>「みんなで支え合う地域づくり」、「丸ごと」と書いてありますが、地域福祉計画をどのように支えるのかということしか記されていない。例えば、「災害時に備えた地域のつながりづくり」というものがありますが、今、大阪市には防災災害のものやあるいは町会に委託されている計画づくりに、障がいをお持ちの方や福祉事業者が参画するという、当事者参画がみえてきません。</p> <p>(山田委員)</p>	<p><P. 76></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「基本目標1－1」の主な取り組みの「地域での支え合い、助け合いの意識づくり」の内容に「当事者の参画を促進」の文言を追記します。

第4章 各区に共通する課題等への具体的な取り組み

ご意見	対応
<p>1-2 複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築</p> <p>○「見立ての場」がありますが、この言葉は業界用語だと思います。講演等では使いますが、ここで使用することは、大阪市の品格として好ましいのでしょうか、中身は賛成です。ですから「多職種連携」と言ったら、また古いから、ちょっと工夫していただきたいというのが注文です。 (上野谷委員)</p>	<p><P.90、92、96、101～107></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「見立ての場」の名称を「総合的な支援調整の場(つながる場)」(略称:「支援調整の場」)に修正します。
<p>○第4章では、取り組み期間がまったく定められていません。事業によっては、そのような取り組み期間を定めることが必要です。</p> <p>一方で、全く逆の考え方になりますが、このような事業計画では、3年4年ごとに、社会情勢の変化等を捉えて、いろいろな施策が出てくるため、3年くらいでは周知ができません。実行性については、3年4年のスパンで考えるということは、とても困難な状況になります。ということで、一歩長く取り組み期間をとることも必要です。せつかく、いろいろな取り組みについて書いているので、事業によっては期間を定めることで、進捗状態の検証も可能になりますし、1つの目標に向かい、実践という部分に積極的に取り組めるのではないかと思います。 (白國委員)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・第4章において、計画期間の3年間で進める具体的な指標を設定します。(設定項目) <ul style="list-style-type: none"> ・要援護者名簿を活用した地域における見守り活動の強化(P.101) ・複合的な課題を抱えた人への支援体制の構築(P.105) ・福祉教材の活用により福祉についての理解が深まった小学生の割合(P.109) ・職員同士の横のつながりをつくる場に参加し「仕事に対する意欲が増した」と感じた職員の割合(P.112) ・学校と施設とのマッチングにより、新たに福祉の現場とつながった学校数(P.112) ・虐待対応に従事する行政職員の専門性の確保(P.116) ・成年後見人バンク登録者数、市民後見人の受任者数(P.120) ・成年後見制度への移行者数(P.121)